

第百十一号議案

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自転車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名称	所在地		名称	指定の期間
	指	定		
江戸川区船堀駅中央駐輪場 江戸川区船堀駅東一号駐輪場 江戸川区船堀駅東二号駐輪場 江戸川区船堀駅西一号駐輪場 江戸川区船堀駅西二号駐輪場 江戸川区西葛西駅南口駐輪場 江戸川区西葛西駅北口駐輪場 江戸川区西葛西駅東駐輪場 江戸川区西葛西駅東二号駐輪場 江戸川区西葛西駅西駐輪場	品川区西五反田四丁目三番一号		日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 代表取締役 下條 治	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(説明)

令和三年四月一日から、新たに江戸川区自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。